



軽自動車税(種別割)のしおり

1. 納税義務者


毎年4月1日(賦課期日)現在、宮崎市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方です。
 税率は下記のとおりです。年税額で課税されるため、普通自動車のように月割で課税はできません。

2. 税額及び手続場所

【原動機付自転車、二輪の軽自動車等】

車種区分			税率(年額)	手続場所
原動機付自転車 	原付一種	総排気量50CC以下 または定格出力0.6Kw以下のもの(ミニカーを除く)	2,000 円	宮崎市役所 市民税課 TEL 21-1742 または 各総合支所地域市民福祉課 または 各地域センター
	原付二種 乙	二輪のもので、総排気量50CCを超え90CC以下 または定格出力0.6Kwを超え0.8Kw以下のもの	2,000 円	
	原付二種 甲	二輪のもので、総排気量90CCを超え125CC以下 または定格出力0.8Kwを超え1Kw以下のもの	2,400 円	
	ミニカー	三輪以上で総排気量が20CCを超え50CC以下 または定格出力0.25Kwを超え0.6Kw以下のもの	3,700 円	
小型特殊自動車 	農耕作業車	最高時速35Km/h未満で、乗用装置があるもの 農耕トラクタ、農作業薬剤散布車、刈取脱穀作業車、 田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	2,400 円	宮崎陸運支局 大字本郷北方2735番地3 TEL050-5540-2088
	その他(特殊)	長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下、 最高時速15Km/h以下で、乗用装置があるもの	5,900 円	
軽二輪車			3,600 円	宮崎陸運支局 大字本郷北方2735番地3 TEL050-5540-2088
小型二輪車			6,000 円	

【三輪および四輪の軽自動車】

車種区分			税率(年額)			手続場所		
			(1)初度検査 年月がH27.4.1 以降の車両 ※	(2)初度検査 年月から13年 経過した車両	(1)(2)以外			
初度検査年月は車検証に記載されています。						軽自動車検査協会 宮崎事務所 大字本郷北方2729番地4 TEL050-3816-1760		
軽自動車 	三輪	総排気量660CC以下	3,900 円	4,600 円	3,100 円			
	四輪以上	総排気量 660CC以下	乗用	営業用	6,900 円		8,200 円	5,500 円
				自家用	10,800 円		12,900 円	7,200 円
			貨物	営業用	3,800 円		4,500 円	3,000 円
				自家用	5,000 円		6,000 円	4,000 円

※ (1)の車両のうち、環境性能の優れた車両については、その性能に応じて初年度の軽自動車税が軽減されます。

3. 身体障がい等の減免について

(1) 対象者

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳(障がい等級に制限有り)、療育手帳(A・B)、精神障がい者保健福祉手帳(1級から3級)の交付を受けている方で、障がい者本人または同居している家族が所有している軽自動車などを使用している方

(2) 申請に必要なもの

- ① 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ② 申請者の印鑑 ③ 車検証
- ④ 運転免許証 ⑤ 納税通知書
- ⑥ 納税義務者個人番号が確認できるもの(個人番号カード、通知カードなど)

(3) 申請期間

5月1日から31日まで(土日祝日除く、31日が土日祝日の場合は翌開庁日まで)

※ 申請期間を過ぎると受付できません。

※ 以前に減免を受けていた方で、車の買い換え等の変更があった場合は、新たに減免申請書の提出が必要です。

障がいの区分	障がいの等級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	●	●	●	●		
聴覚障がい		●	●	●		
平衡機能障がい			●		●	
音声機能障がい			●			
上肢不自由	●	●	●			
下肢不自由	●	●	●	●	●	●
体幹不自由	●	●	●		●	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	●	●	●		
	移動機能障がい	●	●	●	●	●
心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸の機能・小腸の機能障がい	●		●	●		
肝臓機能障がい	●	●	●	●		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	●	●	●	●		
併合障がい	●	●	●	●		